

【令和４年第５回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和４年１２月１５日 文教委員長 平山 浩二

- 「議案第１７２号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第１７３号 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 宮前スポーツセンターのボルダリングウォールを小学生が利用する際の安全対策について

初回利用登録の際のガイドや利用中の見守りの実施など、様々な安全対策を講じたいと考えている。

- * ボルダリングウォール使用時における専門職員の配置状況について

ボルダリングウォールはトレーニング室内に設置されているため、常時スポーツセンターの職員が配置され、安全が確保されている。

- * 子どもの成長に対応した可動式ホールドの設置について

現状のボルダリングウォールのホールドは可動式ではないが、利用者の意見を伺いながら、必要に応じて対応していきたい。

《意見》

- * 宮前スポーツセンターのボルダリングウォールについては、小学生が利用する中で様々な安全対策が必要となると考えられるため、丁寧に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第１７４号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * こども家庭センター及び中部児童相談所において昨年度中に最も一時保護が多かった際の児童数について

令和４年３月２２日における一時保護児童数が最も多く、こども家庭センターにおいて６３人、中部児童相談所において２９人、合計９２人であった。

- * 一時保護児童数が最多となった際に定員を超過した居室数について

定員を超過した居室数については、こども家庭センター及び中部児童相談所ともに４部屋ずつであった。

- * 昨年度用途を転用し居室として利用した事例について

こども家庭センターにおいては合計８室転用しており、本来の用途は静養室、多目的室、リビング、家族支援室、医務室であった。また、中部児童相談所にお

いては合計 3 室転用しており、本来の用途は静養室、プレイルーム、会議室であった。

*** 中部児童相談所において仮設の一時保護所が完成した時期について**

本年 4 月に完成し、利用を開始した。

*** 新設予定の一時保護所が完成するまでの間の定員超過への対策について**

令和 7 年度に新設する一時保護所の完成までの間、児童養護施設等への一時保護委託や家族による保護への切替えなどを適宜調整し、一時保護が必要な児童を適切に受け入れられるよう取り組んでいきたい。

*** 新設予定の一時保護所の定員について**

設計上は 60 人まで保護できる計画としているが、実際の定員については、今後職員配置計画等を含め、関係局と協議しながら決定したい。

*** 現在の児童相談所の取壊しまでの活用策について**

緊急を要する場合は、現在の児童相談所を一時保護所として活用することも可能と思われるが、施設のハード面や労働環境上の課題等を確認しながら対応していく必要があると考えている。

《意見》

*** 家族支援室や医務室など、本来の用途で使用するべき部屋を居室に転用することを避けるため、規模の拡大による定員増に努めてほしい。**

*** 新設予定の一時保護所の完成によって定員数が増える見込みであるが、引き続き居室の確保に努め、一時保護が必要な児童を確実に受け入れられるよう対応してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 184 号 東海道かわさき宿交流館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 防音工事の必要性について**

音楽イベントの開催時等に近隣住民から苦情が出ていることは把握しているため、改めて周辺の音漏れの状況等を確認し、必要に応じて防音工事の実施について検討していきたい。

*** 集会室の舞台の段差に関する意見について**

集会室の床と舞台との高低差が大きく利用に支障があるとの意見については、指定管理者に状況等を確認し、必要に応じて改善策について検討していきたい。

《審査結果》

全会一致原案可決